チャイルドシート購入費の補助について

板倉町では、自動車に乗車中の乳幼児の安全確保と健やかな成長を支援するため、チャイルドシートの購入者に、その費用の一部を補助する事業を行なっています。

○ 補助対象者

町内に住所があり、1歳未満の乳幼児を養育し、次の条件をすべて満たされている方

- ① チャイルドシートを購入後1年未満であること
- ② 購入したチャイルドシートに国土交通省の認証マークがあること (国土交通省の認証マーク)



※ メーカー、品種によって、保証書に記載されている場合や、本体にシール等で貼り付けられている場合があります。

③ この補助制度に類する他の補助制度を受けていないこと

○ 補助金額

購入価格(税込み)の1/2を乗じた額(千円未満切り捨て)。

ただし、10,000円が上限です。

※ 乳幼児1人につき1台(申請回数1回)に限ります。

〇 申請手続き

役場福祉課 子育て支援係の窓口(板倉町役場1階)へ、次の書類等をご持参頂き、「板倉町チャイルドシート購入補助金交付申請書」に必要事項をご記入のうえ、申請して下さい。

【申請時にご持参頂く書類等】

- ① 領収書(レシート不可)
- ② 品質保証書(チャイルドシートの製造元、品名、販売店名、国土交通省の認証マークが確認できる書類)
- ③ 振込先口座(申請者[保護者]本人のもの)の確認ができる書類
- ④ 印鑑(シャチハタ不可)

問合せ先

〒374-0192 板倉町大字板倉2682番地1 役場福祉課 子育て支援係 ☎82-6134(直通)

